

会 議 の 状 況

令和5年度青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議合同会議

1. 日 時 令和5年8月28日(月) 14:00~16:00

2. 場 所 ホテル青森 3階 孔雀の間

3. 出席委員 55名

4. 提出資料

資 料 1 会議の状況

資 料 2 環境放射線モニタリングの概要

資 料 3 原子力施設環境放射線調査報告書(案)(令和4年度第4四半期報)

資 料 4 原子力施設環境放射線調査報告書(案)(令和4年度報)

資 料 5 東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和4年度第4四半期報)

資 料 6 東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和4年度報)

参考資料1 令和4年度原子力施設等防災対策等委託費
(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業について

参考資料2 原子燃料サイクル事業の現在の状況について

参考資料3 東通原子力発電所の現在の状況について

参考資料4 リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

5. 概 要

(1) 議事

ア 原子力施設環境放射線調査結果(令和4年度第4四半期、令和4年度)について

(ア) 原子燃料サイクル施設

県及び日本原燃株式会社から資料3及び4により説明があり、次のとおり評価・確認された。

- ・令和4年度第4四半期の環境放射線等調査結果は、これまでと同じ水準であった。原子燃料サイクル施設からの影響は認められなかった。
- ・令和4年度の環境放射線等調査結果は、これまでと同じ水準であった。原子燃料サイクル施設からの影響は認められなかった。
- ・令和4年度の測定結果に基づき実施する「施設起因の線量の推定・評価」については、施設寄与が認められなかったため省略した。
- ・令和4年度の原子燃料サイクル施設における放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及びフッ素化合物の放出状況は、いずれも管理目標値を下回っていた。再処理工場から放出された放射性物質に起因する実効線量として、令和4年度1年間の放出実績をもとに推定・評価した結果は0.001ミリシーベルト未満であり、法令に定める周辺監視区域外の線量限度(年間1ミリシーベルト)を十分に下回っていた。
- ・令和4年度の測定結果については、「平常の変動幅」の設定に用いる。

(イ) 東通原子力発電所

県及び東北電力株式会社から資料3及び4により説明があり、次のとおり評価・確認された。

- ・令和4年度第4四半期の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。東通原子力発電所からの影響は認められなかった。
- ・令和4年度の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。東通原子力発電所からの影響は認められなかった。
- ・令和4年度の測定結果に基づき実施する「施設起因の線量の推定・評価」については、施設寄与が認められなかったため省略した。
- ・令和4年度の東通原子力発電所における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出状況は、いずれも管理目標値を下回っていた。令和4年度の東通原子力発電所から放出された放射性物質に起因する実効線量として、令和4年度1年間の放出実績をもとに推定・評価した結果は0.001ミリシーベルト未満であり、法令に定める周辺監視区域外の線量限度（年間1ミリシーベルト）を十分に下回っていた。
- ・令和4年度の測定結果については、「平常の変動幅」の設定に用いる。ただし、大気浮遊じん中の全β放射能測定については令和5年3月の機器更新により測定方法が変わったため、新たにデータの蓄積を行い、1年以上経過した時点で改めて「平常の変動幅」を設定する。

(ロ) リサイクル燃料備蓄センター

県から資料3及び4により説明があり、次のとおり評価・確認された。

- ・令和4年度第4四半期の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。
- ・令和4年度の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。
- ・令和4年度の測定結果については、「平常の変動幅」の設定に用いる。

委員から、日本原燃株式会社が調査している井戸水に関して、令和4年度第4四半期におけるストロンチウム-90濃度が他地点よりも比較的高い値となっている要因について質問があり、同社から、要因について特定はできてはいないが、当該井戸は民家の前にあり、周辺からの影響を比較的受けやすいのではないかと推定していること、また、他地点と比較して浅い位置にある旨、回答があった。

イ 東通原子力発電所温排水影響調査結果（令和4年度第4四半期、令和4年度）について

県から資料5及び6により説明があり、今後も引き続き調査を継続し、データの収集に努めていくこととした。

委員から、前回の評価委員会にて県から説明があった、調査結果報告書の記載方式の変更について質問があり、県から、次回の評価委員会において新記載案を示したい旨、回答があった。

また、委員から具体的にどのように変更していくのか質問があり、県から、過去の調査結果との比較ができるような新記載案を検討している旨、回答があった。

(2) 報告事項 原子力災害対策指針補足参考資料の改訂を踏まえた対応について

県から資料4に記載している付2及び3により、原子力災害対策指針補足参考資料の改訂を踏まえた対応について報告があった。

(3) その他

ア 令和4年度原子力施設等防災対策等委託費(海洋環境における放射能調査及び総合評価)事業について

原子力規制庁が実施している当該事業の青森県関係の調査結果について、同庁から事業概要について説明が行われた後、当該事業の受託者である公益財団法人海洋生物環境研究所から、参考資料1により説明があった。

イ 原子燃料サイクル事業の現在の状況

日本原燃株式会社から参考資料2により新規規制基準への対応状況及び各事業の運転状況等について説明があったほか、トラブル等一覧について説明があった。

ウ 東通原子力発電所の現在の状況

東北電力株式会社から参考資料3により東通原子力発電所の運転状況等及び新規規制基準適合性審査の状況について説明があったほか、「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正の届出について説明があった。

エ リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況

リサイクル燃料貯蔵株式会社から参考資料4により新規規制基準への対応状況及び「リサイクル燃料備蓄センター原子力事業者防災業務計画」修正の届出について説明があった。

委員から、参考資料3について、記載内容がわかりづらく、また、記載内容と口頭での説明内容に齟齬がある旨指摘があり、東北電力株式会社から、今後、記載の適正化に努めていく旨、回答があった。

また、委員から、参考資料2について、再処理工場前処理建屋セル内の照明全消灯に伴うIAEA査察カメラによる監視の一時中断について、現状の記載では内容がわかりづらいため、次回以降にトラブル等一覧と同様の記載で説明してほしい旨発言があり、日本原燃株式会社から、原子力規制庁へ最終的な報告書を提出し、受理された段階で、改めて説明する旨、回答があった。